

## 西宮市看護功労者表彰要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、西宮市内において、看護業務等に永年にわたり従事し、功労のあった者を市長が表彰することにより、関係者の意識の高揚を図り、業務の充実に寄与することを目的とする。

### (表彰の方法)

第2条 表彰は、市長による表彰状の贈呈によりこれを行う。

2 表彰には、記念品を添えることが出来る。

### (表彰の対象者)

第3条 表彰は、西宮市内の同一医療機関において7年以上看護業務又は保健指導業務に従事し、功労のあった者に対して行うものとする。

2 前項に掲げる者の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 保健師
- (2) 看護師
- (3) 准看護師
- (4) 助産師
- (5) その他特に市長が認める者

### (表彰の手続)

第4条 前条に規定する表彰の事由に該当する者があったときは、担当課は、関係団体等と協議するものとする。

2 関係団体等は、前項の協議の結果、推薦を適当と認めたときは、推薦書（別記様式）を作成し、市長に提出するものとする。

3 市長は、前項の推薦書により、表彰を適当と認めたときは、表彰を行うものとする。

### (表彰の時期)

第5条 表彰は、年1回行うものとし、その期日は、市長が別に定める。

### (適用除外)

第6条 表彰にあたって、次の者は表彰の対象から除くものとする。

- ①犯歴のある者、その他社会通念上、表彰を受けるにふさわしくない者
- ②過去において同一の表彰を受けた者

(庶務)

第8条 この要綱に基づく表彰に関する庶務は、西宮市保健総務課で行う。

付 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

この要綱は、令和5年6月1日から実施する。